

和泉市規則第 48 号

和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市自治基本条例（平成23年和泉市条例第1号）第29条第4項の規定に基づき、市の審議会等の設置及び運営について定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく執行機関の附属機関として設置された審議会等に適用する。

2 前項の規定にかかわらず、附属機関以外の委員会、協議会、懇話会等で、法律又は条例の規定によらず、規則、要綱等により設置されたもの（行政機関の職員のみで構成されたものを除く。）については、この規則に準じて運用するよう努めるものとする。

(審議会等の設置)

第3条 審議会等の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 審議会等の設置は、行政の簡素化及び効率化の見地から真に必要なものに限るものとする。
- (2) 審議会等の所掌事務は、類似する審議会等の設置を避けるため、広い視野からの審議等ができるよう適切なものとする。
- (3) 臨時的な審議会等については、設置期限を明示するものとする。

(委員の選考)

第4条 審議会等の委員の選考に当たっては、法令等に定めるもののほか、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 審議会等の機能が十分発揮されるよう、各界各層における幅広い年齢層の中から適切な人材の選任に努めること。
- (2) 再任する場合にあっては、在職年数が10年に満たないこと。ただし、審議会等の所掌事務に関連を有する団体からの代表を委員に充てる必要がある場合、専門的な知識経験を有する者が他に得られない場合その他任命権者が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (3) 女性委員の選任に当たっては、男女共同参画行動計画（オアシスプラン）の趣旨にかんがみ、委員総数の少なくとも33パーセントは女性委員となるよう努めること。
- (4) 次条第1項各号に該当する審議会等を除き、公募の委員（以下「公募委員」という。）の選任を行うこと。
- (5) 本市の他の審議会等の委員との重複については、原則5機関を上限とすること。

(公募による委員の選任)

第5条 審議会等を新たに設置し、又は審議会等の委員を改選するに当たっては、次

の各号のいずれかに該当する審議会等を除き、委員の一部を市民からの公募により選任しなければならない。

- (1) 委員の資格が法令又は条例により制限されている審議会等
- (2) 個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取り扱う審議会等
- (3) 委員に対し特に専門的な技能等を要求される審議会等
- (4) 前3号に掲げるもののほか委員の公募が適当でないと認められる審議会等

2 前項の公募において、応募者が当該公募の委員の任期の初日において次の各号のいずれかに該当すると見込まれる場合は、当該公募の委員として選任しない。

- (1) 本市の他の審議会等の公募委員となっている者
- (2) 本市の市議会議員又は職員である者

3 第1項の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者がなかったとき、又は適任者がなかったときは、公募によらず委員を選任することができるものとする。

4 第2項第2号の規定にかかわらず、市の基本的施策及び政策等に関して審査、審議又は調査等を行う審議会等であって、当該審議会等に市議会議員が参画していないものについては、別に規則の定めるところにより、本市の市議会議員を公募委員として選任することができる。

(公募の方法)

第6条 委員の公募に当たっては、市広報、ホームページその他の広報媒体を利用する等の方法により、次に掲げる事項を市民に周知しなければならない。

- (1) 審議会等の名称、設置目的及び所掌事務
- (2) 募集人数、選任の時期及び任期並びに報酬
- (3) 応募資格、応募方法及び募集期間並びに問い合わせ先
- (4) 選考の方法
- (5) 選考の結果の通知方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長等が必要と認める事項

(応募の方法)

第7条 応募者は、次に掲げる事項を記載した書類等（以下「応募書類」という。）を提出しなければならない。

- (1) 応募する審議会等の名称
- (2) 住所、氏名、電話番号、性別及び生年月日。ただし、本市の区域内に住所を有していない者は、勤務先又は就学先の名称、所在地及び電話番号を含む。
- (3) 応募の理由
- (4) 応募までに本市行政に係る活動の経験がある場合はその内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長等が必要と認める事項

(選考の方法等)

第8条 委員の選考は、必要に応じ選考委員会を設置し、応募書類による選考、面接、抽選又はこれらの方法を併せ用いる方法によって行う。この場合において、応募者の意見・提言の独創性、具体性及び実現性並びに応募者の経験や活動状況等を勘案

し、公正に審査を行うものとする。

2 市長その他の執行機関は、選考の結果を速やかに応募者に通知しなければならない。

(職員の参画の制限)

第9条 審議会等の委員については、機関の独立性の確保及び審議の活性化を図るため、法令又は条例に定めがある場合を除き、本市の常勤の職員（特別職の職員を含む。）を選任しないものとする。

(会議の公開)

第10条 審議会等の会議は、これを公開しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する審議会等の会議についてはこの限りでない。

- (1) 会議の公開が法令又は条例により制限されている審議会等
- (2) 個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取り扱う審議会等
- (3) その他公開することが適当でない認められる審議会等

2 審議会等の長は、前項本文の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、委員全員の同意を得て会議を非公開とすることができる。

(会議の事前周知)

第11条 市長その他の執行機関は、次に掲げる事項を市役所掲示板への掲示、市政情報コーナーでの情報提供並びにホームページ及びその他の広報媒体への掲載等の方法により、開催日の7日前までに公表しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) 議題
- (4) 会議の傍聴の可否（傍聴を不可とする場合はその理由）及び傍聴する者の定員並びに傍聴手続
- (5) 問い合わせ先
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長等が必要と認める事項

(会議の傍聴)

第12条 市民及び事業者は、審議会等の会議が非公開とされたときを除き、審議会等の会議を傍聴することができる。

2 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、会場の秩序維持に関し審議会等の長の指示に従わなければならない。

3 審議会等の長は、会場の秩序維持のため必要と認めるときは、傍聴者に退場を命ずることができる。

(傍聴の手続等)

第13条 審議会等の公開に当たっては、会場に傍聴席を設けなければならない。

2 傍聴人の定員は、会場の規模及び円滑な審議の進行に配慮して決めるものとし、会場の都合上やむを得ない場合を除き5人以上としなければならない。

- 3 傍聴人は、先着順により決定する。ただし、傍聴を希望する者が前項の定員を超えることが明らかな場合等においては、事前申込、抽選等によることができる。
- 4 傍聴に当たっては、原則、所定の場所で傍聴人の住所及び氏名を受付簿に記入するものとする。
- 5 傍聴人は、審議会等の長の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。
 - (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
 - (2) 会議場内において発言しないこと。
 - (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (4) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
 - (5) 会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会等の長が特に承認したときは、この限りでない。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。
- 6 審議会等の長は、次に掲げる者からの傍聴の申込みがあったときは、これを拒むことができる。
 - (1) 他人に危害を及ぼすおそれがある危険物を所持している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) ビラ、プラカード、旗、のぼり等又ははちまき、腕章等を所持している者
 - (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を所持している者
 - (5) その他会議を妨害し、又は他人に危害を及ぼすと認められる者(会議資料の閲覧)

第14条 市長その他の執行機関は、審議会等の会議を公開するときは、当該会議に付する会議資料（和泉市情報公開条例（平成10年和泉市条例第32号）の規定に基づき公開することができないものとされる情報が記載されているものを除く。）を傍聴人の閲覧に供しなければならない。ただし、会議資料が膨大になる等事務執行に著しい支障が生じる場合においては、この限りでない。

（会議録の作成及び公開）

- 第15条 審議会等の長は、会議の公開と非公開とにかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。
- 2 会議録の標準様式は、様式第1のとおりとする。ただし、これによることが適当でないとき、他の様式により作成することができる。
 - 3 審議会等の長は、公開された会議の会議録の写し及び会議資料（以下「会議録等」という。）を当該会議録に係る会議を開催した日からおおむね1か月以内に市政情報コーナーに送付するものとする。
 - 4 市政情報コーナーは、前項の規定により会議録等の送付を受けたときは、直ちに

当該会議録等をコーナーに備え置き、当該会議録に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の3月31日まで閲覧に供しなければならない。

- 5 審議会等の長は、会議録等を当該会議録に係る会議を開催した日からおおむね1か月以内に市ホームページに掲載するものとする。

(調整事項)

第16条 各部課等の長は、審議会等を新たに設置し、又は既存の審議会等を統合若しくは廃止する場合は、組織管理担当課に合議するものとする。

- 2 各部課等の長は、審議会等の委員の選任又は解任については、あらかじめ、総務部総務課及び男女共同参画推進担当課に合議するものとする。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成23年9月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前になされ、又はこの規則の施行の際現に行っている委員の公募及び会議公開に係る手続については、なお従前の例による。

様式第1（第15条関係）

会 議 録

会議の名称	
開催日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
開催場所	
出席者	
会議の議題	
会議の要旨	
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	

審 議 内 容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)